

ア 適用範囲

気体燃料を使用する遠赤外線放射式暖房機（以下「ガス遠赤暖房機」という。）のうち、基準適合設備器具又はこれと同等以上の安全性が確認されているもので、かつ、ガス機器防火性能評定を受けているもの又は、製造者等で実施した試験データ等から消防機関において安全性が確認されたものについて適用する。

イ 設置要領

条例によるほか、次によること。

(7) 設置場所

原則として天井高がある大空間（プール・体育館等）や換気量が多く部分的な暖房が必要とされる場所で、対流方式の暖房設備が適さない場所に適用する。

(イ) 建物構造等

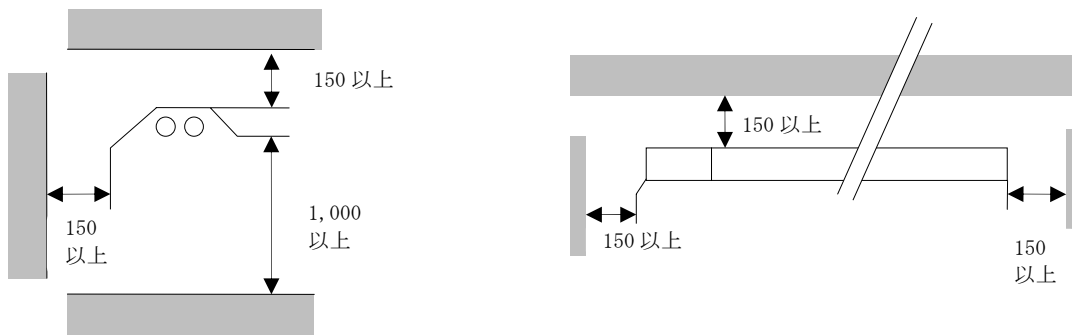
設備設置位置が、床面からの高さ3mを超える場合については、内装を不燃材料とした耐火構造等の不燃構造とすること。ただし、用途上やむを得ない場合（体育館壁面の事故防止用緩衝材等）は、床面からおおむね3m以内の内装についてはこれによらないことができる。

(ウ) 離隔距離

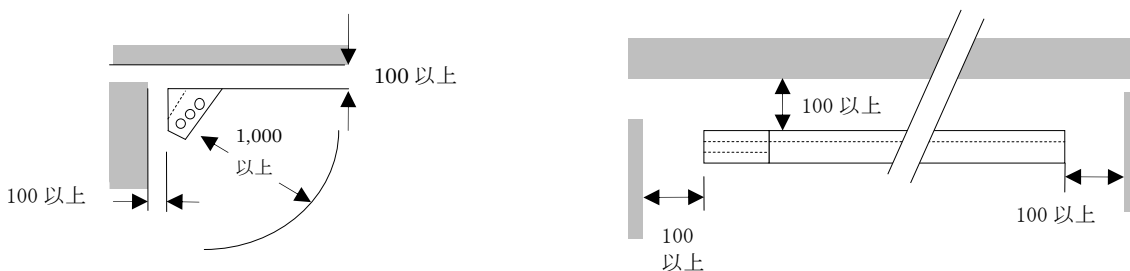
a 不燃材料以外の仕上げ部分との離隔距離については、ガス機器防火性能評定による表示銘板の離隔距離又は、製造者等で実施した試験データ等から消防機関において安全性が確認された距離に従って設置できるものであること。

第6-1図 ガス遠赤外線機の離隔距離の例（単位：mm）

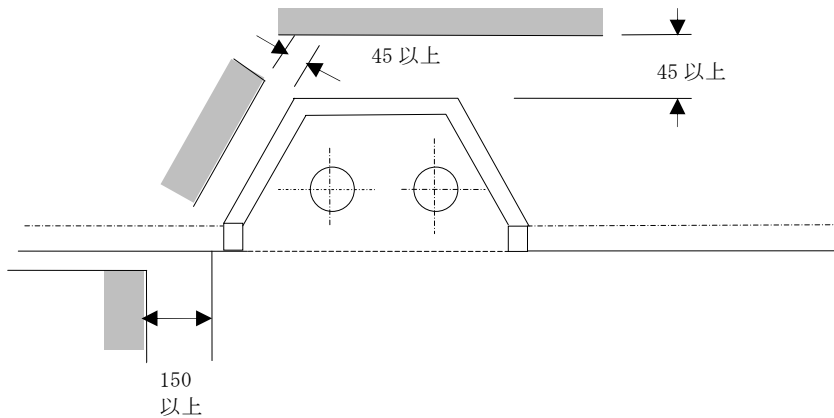
① つり下げ型



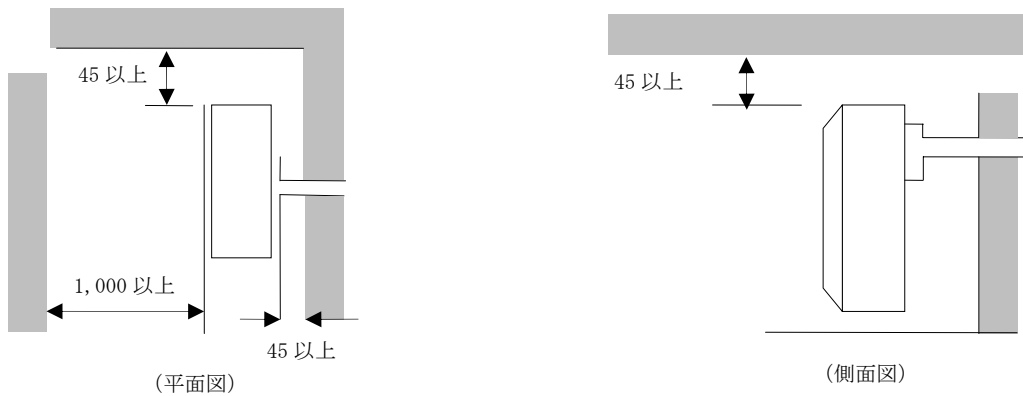
② 壁掛型（コーナー型）



③ 天井組込型

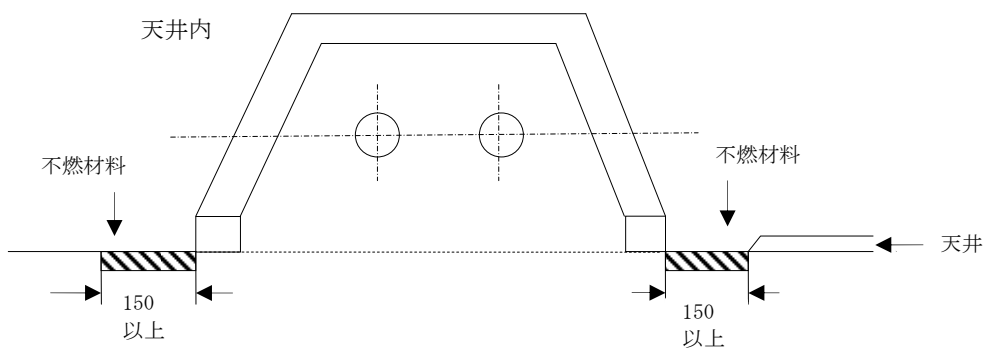


④ 据置型



b その他

(a) 組込型で設備本体と接触する周囲の天井板は、熱伝導及び対流等を考慮し 150 mm以上の範囲を不燃材料とすること。(前(i)に該当する場合を除く)



第6-2図 組込型設備本体と接触する天井板の設置例 (単位: mm)

(b) 組込型設備本体と天井板との接触部は、対流による熱気が天井裏に侵入しないよう施工すること。

(c) 放射面近傍の防火措置

設備放射面の近傍には、放射熱で温度上昇すると機能上支障となる電気配線等がないこ

と。

(オ) 緊急遮断装置

設置場所に近い位置で容易に、かつ、迅速にガス遠赤暖房機へのガス供給が遮断できる装置を設けること。

なお、「近い位置」とは、緊急事態の発見者又はガス遠赤暖房機の使用者が素早く遮断できる位置（高さ0.8m以上1.5m以下）をいい、遠隔監視等は除く。

(カ) 設備の固定

ガス遠赤暖房機及び付属設備は、十分な強度を有する構造物の床面、壁面、天井面等に堅固に固定すること。

(キ) 条例第3条第1項第4号（避難の支障となる位置に設けない）の運用

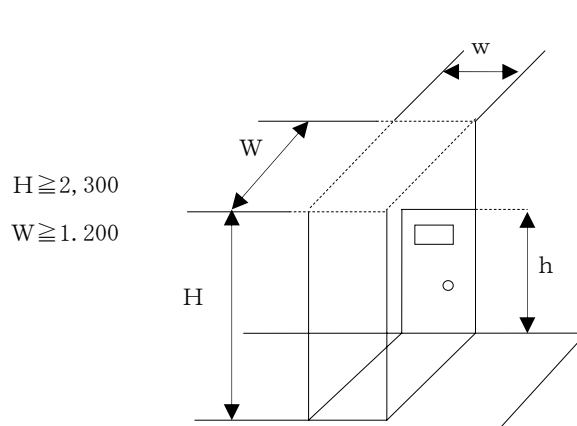
つり下げ型、壁掛型（コーナー型）の設備を避難口の上部に設置する場合の位置は次によること。

a 床面に対して、図中の点線の上方部分

b $w \cdot W$ に囲われた部分は、床面に対し H 以上の部分

c $w \cdot W$ に囲われた部分以外の部分は、床面に対し扉高さ h 以上の部分で、かつ、ヒーターは $w \cdot W$ の部分で、囲わない（一辺とする）こと。

なお、バーナー及び排気トップの位置は、努めて避難口から水平距離5m以上離隔すること。



第6-3図 避難口付近への設置（単位：mm）